

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 31 日現在

機関番号：32660

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21330194

研究課題名（和文）地方分権時代における義務教育の存立基盤と教職専門性の再編に関する実証的研究

研究課題名（英文）Empirical study on the restructuring of education in the age of Decentralization: focusing on the infrastructure of the compulsory education and the teachers' professionalism

研究代表者

清水 睦美（SHIMIZU MUTSUMI）

東京理科大学・理工学部・准教授

研究者番号：70349827

研究成果の概要（和文）：地方分権化を伴いながら進められている現代の義務教育改革が、現在揺らぎが生じていると言われる教職の専門性に、どのような影響をもたらしていくのかを実証的に検討した。具体的には、児童生徒の減少、地域ごと異なる教員採用事情や財政状況、さらには震災の影響を踏まえつつ、教員の配置とキャリアの変化、教員評価、教育委員会制度という3つの軸を中心に据え、各要因間の影響関係のダイナミズムと教職の専門性の再編との関係を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This research explores empirically what kind of impact the recent reform of compulsory education have made on teachers' professionalism, hand in hand with the decentralization reform. For this purpose, a restructuring process of teachers' professionalism is examined under the local contexts: the decrease in the number of pupil, the age structure of teachers and local government's financial conditions. Especially paid attention are the impacts of three issues which are the changing patterns of deployment and career of teachers, the introducing of the evaluation of teachers, and the function of board of education.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	6,200,000	1,860,000	8,060,000
2010年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2011年度	4,800,000	1,440,000	6,240,000
年度			
年度			
総計	14,400,000	4,320,000	18,720,000

研究分野：教育科学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：教育政策・教育行財政・地方分権改革

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、2002年度から5年間継続された東京大学大学院教育学研究科「21世紀COEプログラム」の「基礎学力育成システ

ムの再構築」の研究結果と課題（2006、『日本の教育と基礎学力』、明石書店参照）を部分的に引き受け、その継続と発展を基礎としている。特に、本研究が注目するのは、本研

究グループの連携研究者である荻谷が明らかにした、都道府県別の義務教育人件費の将来予測に基づく地域差で、これにより、今後の国の教育施策のあり方によっては、その差が拡大する可能性である(2006「義務教育の地殻変動と「学力」問題のゆくえー階層格差拡大を導く「分権化」という名の地域格差拡大政策」、『日本の教育と基礎学力』、明石書店、209-224頁)。しかしながら、こうした警鐘にもかかわらず、現在矢継ぎ早に進められている義務教育改革は、それぞれの施策の慎重な検討のみならず、一連の施策の総合的帰結として、地域間格差を拡大しかねない状況を生み出してきている。

この教育改革の底流にあるのは地方分権化の流れである。周知の通り、地方分権化は、2000年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が成立したことにより、その流れが方向づけられた。これを受けて、教育施策では、「義務標準法」に基づいて算出された教職員の総人件費の半分を国が負担することを規定していた「義務教育国庫負担法」が、その負担割合を2006年度から3分の1に縮小する改革が行われた。また、2006年1月に文部科学省が発表した「教育改革のための重点行動計画」には、柱の1つとして「地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める」ことが掲げられ、国と地方、都道府県と市区町村の関係や役割に関する改革、学校の組織運営に関する改革と並んで、「教育委員会制度の改革」が、「弾力化」という方向性をもって提示されている([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/01/06011801.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/01/06011801.htm))。この点に関しては、本研究グループの先行する研究において、地方における新しい教育委員会の動きを捉え成果を公表してきている(『脱「中央」の選択ー地域から教育課題を立ち上げるー』、『教育改革を評価するー犬山市教育委員会の挑戦ー』、ともに岩波ブックレット)。

こうした地方分権化を伴う義務教育改革が推し進められる一方で、地方の財政状況は決して豊かではない。2008年9月の総務省の発表によれば、自治体の財政の状況を測るために設けた基準を2007年度決算に適用した場合、「破綻」にあたるのが3市村、「黄信号・警告段階」にあたるのが40市町村にのぼるといふ(総務省2008、「平成19年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(速報)」)。このような状況下にある地方自治体での教育は、どのような様相を示すことになるのか。この点に関する研究は、地方分権化という新しい動きの中で生じてい

るがゆえに、これまでに研究の蓄積がない領域である。加えて、2001年に「公務員制度改革大綱」が閣議決定され、公務員への成果主義的な賃金体系の導入が目指されることとなったが、義務教育改革は、これを受けても進められてきた。02年の中央教育審議会答申では「各都道府県教育委員会等において教員評価について、新しい公務員制度改革の動向を踏まえつつ、新しい評価システムの導入に向け、早急に検討を開始することを提言する」ことが示された。結果として、文部科学省は03年から05年度にわたって、都道府県・政令指定都市教育委員会に「教員評価の調査研究」を委嘱し、06年度には本格的導入となるような指導を行ったのである。この点に関しても、本研究グループの先行する研究では、宮崎県の教育委員会を対象とし、その実施過程を分析し、中間発表を行ってきた(「教員評価」の制度化とその問題点ー「教える」という仕事の評価は成功するのにかー、第60回日本教育社会学会発表資料)。

この教員評価の文部科学省施策全体における位置づけは、先にも述べた「教育改革のための重点行動計画」の柱の1つに「教師に対する揺るぎない信頼を確立する」が掲げられ、そのもと「教員養成・教員免許制度の改革」と並んで「教員評価の改善・充実と多様な人材の学校教育への登用」が位置づけられている。その中には、優秀教員の表彰、指導力不足教員への対応、条件附採用期間制度の厳粛な運用、そして、多様な人材の登用が掲げられており、これを根拠に都道府県への指導などが行われてきたのである。これらの施策には、教員キャリアの複線化の方向が示されており、これによって従来の「教職の専門性」が再編される状況を捉えることができる。この点に関しても、本研究グループの先行する研究は、民間人校長の登用が行われた東京都杉並区の和田中学校を対象とした調査を行い成果を公表すると同時に、5県2市の教員に対する質問紙調査を2006・07年度に行い、その変化を捉える研究に着手し、中間発表を行ってきた(2007、義務教育改革と教職の専門性、第59回日本教育社会学会発表資料、2008、義務教育改革と教職の専門性Ⅱー5県2市の教員キャリア調査からー、第60回日本教育社会学会発表資料)、2008、『杉並区立「和田中」の学校改革』岩波ブックレット)。

以上述べてきたように、地方分権化を伴う義務教育改革が、各地方自治体における教育にどのような変化をもたらすのかを捉えることは教育学研究においては、今日的状況に

において急務であると考え。したがって、本研グループが、これまでの研究において対象としてきた地域の調査を継続すると同時に、財政破綻やそれに近い状況にある自治体にその射程を広げることで、本研究の目的に迫っていきたいと考える。

## 2. 研究の目的

地方分権化を伴いながら進められている現代の義務教育改革が、現在揺らぎが生じていると言われる教職の専門性に、どのような影響をもたらしていくのかを実証的に検討する。具体的には、児童生徒の減少、地域ごと異なる教員採用事情や財政状況、さらには3.11の影響等を踏まえつつ、教員の配置とキャリアの変化、教育財政、教育委員会制度、という3つの軸を中心に据え、各要因間の影響関係のダイナミズムが、教職の専門性の再編とどのように結びつくのかを分析することを試みる。

## 3. 研究の方法

(1) 中央から地方への公教育の権限委譲に、地方の教育アクターがどのように対応し、それが教育の供給に質的・量的にどのような変化を与えているかを探るため、これまで一定程度の研究蓄積のあるフィールドで追跡調査を実施し分析を行った。

①犬山調査－2009年度：2005年と08年に実施した教員・子ども・保護者への質問紙調査を比較することを通して、地方における教育改革の主な担い手である教師の意識の変化と、そのもとで教育の受け手である子どもや保護者の意識の変化の分析を行った。2010年度：「教育改革」の社会学的考察のブラッシュアップのために、過去のデータの再分析と追跡のためのインタビュー調査を行い、2011年に学術書として刊行した。

②宮崎調査－2009年3月刊行の『教員評価』（岩波ブックレット）をもとに、地方の教育委員会の反応を受けて再分析を行い、2010年に学術書として刊行した。

(2) 地方分権改革のもとでの教職専門性の再編過程を明らかにするため、2007年・2008年実施の教員キャリア調査の再分析を行い、2011年度報告書を作成した。

(3) 財政破綻状況が報告される地方自治体において、財政問題が教育行政改革とどのように関連づけられて議論されていくのか、また、そこに地方分権改革がどのように絡むのかを明らかにすることを目的として、調査対象地を選定し、財政状況や教育予算の変化等の基礎的資料の収集を行い、データベース化

した（2009年～10年度）。

①北海道調査－2010年度、空知・宗谷地区でインタビュー調査を実施し、予算決定とその実行に関わる教育委員会の位置取りにおいて、スタンスの違いをもつ地方自治体の比較分析を行った（2010～11年度）。

②陸前高田調査－3.11を受け、厳しい地方教育財政のもとでの被災学校の復旧過程を分析した（2011年度）。

## 4. 研究成果

(1) 教員キャリア調査結果（詳細：図書①）

①若手教員：非正規で雇用される経験は、多忙感やストレスをそれほど感じることなく、周縁的な成員資格のもとで教職に必要な能力を習得し、一人前の教師になるために模索する時期として受け止められている。本調査の調査対象地域においては、20代の時点で一定数の若手教員が正規採用の前に非正規での雇用を経験している。こうした状況における臨採・非常勤講師の経歴は、一般的な意味での「非正規」雇用というよりは、むしろ「準正規」職に従事する意味合いが強い。非正規雇用の経験が職務能力形成に与える影響が予想していたよりも弱かったのは、この点が起因している。

非正規雇用の経験が、いずれは正規採用につながる「準正規」的な働き方を意味する状況が今後も続くのであれば、非正規雇用者の比率がある程度増えたとしても、それほど深刻な問題は生じないかもしれないが、「非正規一貫」の状態にある教師たちは、各種の研修や自主的な勉強会に参加する機会が少ない。若手の時点では能力差が認められなかったとしても、今後のキャリア展開のなかで「非正規一貫」とその他の教師との能力差が拡大するおそれがある。また、多忙感やストレスをあまり感じず、「後輩を育てる」重要性の意識も弱いなど、教員世界の周辺に位置する「非正規一貫」の人々は、教員コミュニティへのコミットメントが弱いことも見過ごせない。

これまでの人事異動の枠組みが変化し、非正規雇用者と正規採用者のキャリアが明確に区分されるようになったとき——「準正規」的な働き方を經由した正統的周辺参加の道筋が失われてしまうときに——、今回の調査で明らかになったような、雇用形態に左右されない能力形成の仕組みが存続するとは限らない。近年進行しつつある非正規教員数の増加は、後輩への技能継承を妨げ、教員世界の求心力を低下させるおそれがある。人事システムにおける非正規雇用者の位置づけ

変更は、今回の分析で明らかになった知見を踏まえて慎重になされる必要がある。

②中堅教員：教員の年齢構成の地域差に注目しながら、中堅層教員の非正規採用教員としての経験や、管理職に関する意識について検討した場合、経験や意識の地域差を、教員の年齢構成の違いによって説明・理解することは難しいことがわかった。しかし、非正規採用教員の経験のように、行政レベルの方針がダイレクトに影響する要素については地域差が極めて大きいのに対し、管理職に関する意識についてはそれほどの地域差がない。

また、人事異動のルールの違いによる教員のキャリアの違い（短年多数校勤務地域／長年少数校勤務地域）に注目した分析では、短年多数校勤務地域の40代教員は、長年少数校勤務地域と比較して、教師の個々の能力が高く、その上で、校長のリーダーシップによって、個々の教師の持ち味が生かされる分業体制がとられることによって、学校がうまくいくと捉える傾向がある。こうした地域にとって、教員人事評価制度の導入は、これまでの仕事の見直す機会でありつつも、他方で、管理職の目を気にし、評価項目にない仕事がおろそかになるなどの事態を招くと理解もなされる傾向がある。ここからは、人事異動システムの違いが、学校運営のあり方にとらえ方に影響を与えている可能性を読み取ることができる。

③管理職教員：まず、校長へのキャリアルートには、教育行政職を経由して管理職に登用されるルートと、学校現場でキャリアを積んで管理職に登用されるルートがあること、また、その比重が地域によって異なっている。さらに、地域によってことなるが、女性はほぼ確実に管理職へとつながる教育行政職に登用される可能性が男性に比べて低いという強固なジェンダーバイアスが存在している。

次に、管理職は、現代の教育改革の多くを歓迎しているわけではない。特に、「学校選択制」など市場原理の導入を伴う施策については慎重であった。また、さほど否定的な割合が高くない施策でも、例えば、教員人事考課制度については、同じ管理職であっても評価が分かれた。現代の教育改革への対応は、管理職といえども一枚岩ではない。

最後に、現代の管理職、とりわけ教頭は多忙で、精神的・身体的な失調を抱えていた。興味深いのは、他の変数をコントロールしても、教員人事考課制度への肯定度合いが低いほど、ストレスが高まる傾向にあったことである。教員人事考課制度は、管理職に一般教

員を評価する担い手とし、管理職アイデンティティを強化することで、学校を民間企業の組織マネジメントへと組み替えようとする学校経営改革の一環である。しかし、現代の管理職の多くは、現場教師の仕事の延長線上に自らの仕事を位置づけている、いわば、「教職的管理職アイデンティティ」をもつものも多く、教員人事考課制度に代表されるような「民間的な管理職アイデンティティ」強化は、教職的管理職アイデンティティと齟齬を来し、逆に管理職アイデンティティの危機をもたらす可能性があることが浮かびがった。

④教員の職能開発：異動経験が能力形成に直接的な影響を与えるという経路がある。単純に勤務校数が増えること、僻地校の経験を積むこと、事務所間異動（広域異動）を経験することは、特にキャリア中期の教員にとって能力形成上大きな意味を持っていた。また、異動が同僚関係や学校環境に影響する結果、能力形成に間接的に影響するという経路もある。教員にとって相談者数が多いか少ないか、またどの程度の密度を持った相談者ネットワークに埋め込まれているかは、学校内外の研修の受けとめ方や有用感、さらには所属する学校組織への認識に影響していた。ただしいずれの経路についても、X県とY県とで影響の出方に違いの見られる点があった。これらはX県とY県の、異動の制度運用の違いに起因すると考えられる。

## （2）北海道調査（詳細：図書①）

①教育財政の問題化過程分析：中央集権の時代、教育や財政に関する国の「適切性」の判断は、国がそこに付与しうる「正当性」によって守られていた。いっぽう地方分権化の時代、国の「正当性」は効力を失い始め、そこに教育や財政の「適切性」の問題が露わになる契機が生じている。その「適切性」に関わって得られた知見は、まず、教育あるいは教育財政における「適切性」の不透明さである。基準財政需要額の算出根拠は、その好例である。子ども一人の教育に必要とされる、また一学級・一学校の運営に必要とされる「適切な」単位費用は明確に定められている。しかし、その「適切な」はずの単位費用は、年度によって変動し、さらにその変動の根拠は不明瞭である。基準財政需要額が示す「基準」＝「適切性」は、不透明さに満ちている。

知見の第二は、不透明さにもかかわらず、それがあたかも「適切」であるかのように運用されているという点である。基準財政需要額がはたして各自治体にとって「適切な」ものなのかについて、それを問う声はほとんど

ない。地方分権化の時代、そこには「適切性」の問題が露わになる契機が内包されている。それにもかかわらず、多くの自治体において「適切性」は自明視され、たとえば教育予算はそのまま前年度ベースで踏襲されていく。しかしながら、そうした自治体の態度は、「地方分権化」とは原理的には別の「財政難」によって、変更を余儀なくされている。教育予算の確保が困難となる時代、各自治体においては、教育の領域もまた、予算の獲得合戦に参入することが要請される。財政難という事態は、自治体が、教育や財政の論理の「適切性」に、踏み込まざるをえない状況をつくりだしている。

知見の第三は、教育と財政の結びつき方である。1956年の「地教行法」により、教育（委員会）の営みは、財政（部局）から独立している。この制度上の仕組みは、教育と財政の「相容れなさ」が強調されてきたが、本調査がみた自治体AとBの実情からは、奇妙な「共犯関係」が見いだされた。「支出」を統制する自治体Aでは、集団確保・複式解消を目指す教育の論理が、財政面でも利益をもたらすと期待されている。一方、「収入」を統制する自治体Bでは、逆に、小規模という教育の論理が、財政面での利点と重ねられているのである。いずれの場合にも、教育と財政のベクトルは一致している。「財政難」の時代とは、「財政難」自体を問い直す時代であり、「財政難」のもと遂行される「合理的選択」の合理性を問い直すことでもある。

### （3）陸前高田調査（詳細：図書①）

震災によって突然に日常が奪われた学校は、それでも多くの人々の献身と努力によって回復する。そのプロセスからは学校を存立させるメカニズムが明らかとなる。

第1に、子どもたちを地域社会から隔離する空間的・時間的秩序の回復である。たとえば、避難所となった学校では、学校として使用する空間と避難所として使用する空間とが分けられていた。地域に開かれた学校が求められる今日においても一旦は「閉じる」ことで、子どもたちを隔離するのである。また、教育課程においては地域や学校の特色を生かすことが求められる今日においても、従来通りの教育課程を実行することが、まずは目指されるのであった。

このような「形式」を整えた後に、「支援の選択」や「被災経験の教育的取り扱い」が課題となっていく。これらは、<より教育的なるもの>を子どもたちに提供しようとする志向をもつことで立ち現れる課題である。

だとしたら、<より教育的なるもの>への志向は、学校の空間的・時間的秩序という「形式」によって支えられるところが少なからずあるのではないだろうか。こうした「形式」を支えているのが、戦後日本において完成し、地方分権改革／地域主権改革によって揺るがされている仕組み、すなわち画一的なるものを保障する教育行財政の仕組みである。

第2に、地域に開かれた学校づくりが重要な課題となっているが、そこにあるのは地域社会が学校を支えるという構図である。しかし、陸前高田の事例から垣間見えるのは、地域社会が学校を支えるというだけではなく、学校が地域社会を支えているという構図である。端的に言って、学校は地域の経済を支える公共事業であり、子どもを学校の空間的・時間的秩序に組み込み、地域社会を、教育的対象としての子どもから「解放」することで、社会的諸活動に専念することを可能にする。地域社会なるものが、抽象的な概念である「地域社会」を用いることで初めて姿を現すような想像上のものであるにとどまらず、「お互いの顔が見える」地域共同体を残している陸前高田であってさえ（というか、そうした地域性があればこそ）、学校が地域社会を支えるという構図がみられたことは興味深い。学校が地域社会に及ぼすこうした影響に注目するとき、「学校規模の適正化」を錦の御旗とした教育財政の効率化＝学校統廃合は、再考を迫られるであろう。

### （4）犬山調査結果（詳細：図書②）

①犬山の教育改革の総括：教育委員会制度は、その誕生の理念において地方分権であり、犬山市の教育改革は、誕生時の理念に限りなく近いところで教育委員会制度を運用することで、地方分権という時代状況に応えようと試みた改革である。しかし、1956年の「地教行法」により、公選制や教育予算編成権といった教育の民主化の条件が後景に退き、それにかわって首長や一般行政部局との調和と連携、国・都道府県・市町村の間の連絡調整という性格が強く打ち出されたのである。とすれば、公選制や予算編成権といった条件を欠く中で「教育の地方自治」を掲げた犬山市の教育改革は、首長の後ろ盾を欠く条件に陥った場合には、そもそも成立させることが困難であったといえる。その意味で、犬山市の教育改革は、「地方分権」という文脈のもとにありつつも、教育委員会制度のしくみから鑑みるに、「地域首長主権」による分権改革から逃れられない側面があったといえる。

一方で、私たちは歴史的に教育が政治の影

響を大きく受けることの弊害を目の当たりにし、その結果、政治の影響から一定程度の距離において教育を考える必要性があることを十分認識してきている。そこに「教育専門職」が立ち上げられてきたわけである。しかし、強い国家統制のもと、あるいは、強い市場原理のもとで、これまでに築き上げられてきた教育専門職性は自立性を欠き危機に瀕している。加えて、財政難に後押しされる形で迎えた地方分権化時代は、リーダーシップを強調する「地域首長主権」が色濃く、こうした状況下では、地域首長の強い統制のもとに「教育専門職」がおかれる傾向すらある。

地方分権化時代において、その行き着く先が「地域首長主権」であるか、「地域住民主権」であるかの違いは大きいし、いずれであるかによって、「教育専門職」の間われ方も異なってくる。その観点からすれば、犬山市の教育改革は「地域首長主権」という現行法制度の制約を受けながらも、「教育専門職の自立」を最大限に引き出す可能性の試みだったと捉えることができる。

②質問紙調査結果、③教育改革の現場と教育研究（省略、図書③参照）

（5）宮崎調査結果（省略、図書②参照）

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

①川上泰彦、妹尾涉、教員の異動・研修が能力開発に及ぼす直接的・間接的経路についての考察—Off-JT・OJTと教員ネットワーク形成の視点から—、佐賀大学文化教育学部研究論文集、査読無、第16集第1号、2011、1-20

②松田洋介、地方分権化に揺れる公教育、学校マネジメント、査読無、2月号、2010、18-19  
〔学会発表〕（計8件）

①清水睦美、岩手県・陸前高田市での支援・調査を通して—何が問われたのか／問われているのか—、日本教育学会公開シンポジウム、2012年3月17日、明治大学

②川上泰彦、妹尾涉、教員の異動パターンと職能形成—6自治体比較による制度的要因の析出—、日本教育行政学会、2011年10月7日、九州大学

③清水睦美、松田洋介、堀健志、東日本大震災と教育行財政—被災地の学校支援活動・子ども支援活動を通して—、日本教育社会学会、2011年9月23日、お茶の水女子大学

④内田良、川上泰彦、妹尾涉（他2名）、「財政難」時代における公教育—教育予算をめぐる国の論理と地方の事情—、日本教育社会学会、2011年9月23日、お茶の水女子大学

⑤清水睦美、内田良、川上泰彦、妹尾涉、長谷川哲也、松田洋介、教育財政はどのように削減されたのか—地方分権改革における自治体教育予算の再編成過程—、2010年9月18日、関西大学

⑥妹尾涉、川上泰彦、教員の異動・研修と能力開発の関係—質問紙調査の分析から—、日本教育行政学会、2010年10月2日、筑波大学

⑦清水睦美、松田洋介、堀健志、川上泰彦（他2名）、教育改革を評価する—05年・09年A市の教育・子ども・保護者調査から(1)—、日本教育社会学会、2009年9月12日、早稲田大学

⑧山田哲也、内田良、荻谷剛彦、妹尾涉（他3名）、教育改革の理念と実践—05年・09年A市の教育・子ども・保護者調査から(2)—、日本教育社会学会、2009年9月12日、早稲田大学

〔図書〕（計3件）

①清水睦美、松田洋介、内田良、山田哲也、妹尾涉、川上泰彦、堀健志他、研究室報告書、地方分権化時代における義務教育の存立基盤と教職専門性の再編に関する実証的研究：平成21～23年度科学研究費補助金（基盤研究（B））成果報告書一、2012、195

②荻谷剛彦、内田良、堀健志、清水睦美、松田洋介、山田哲也他、岩波書店、教育改革の社会学：犬山市の挑戦を検証する、2011、318

③荻谷剛彦、金子真理子、妹尾涉、川上泰彦他、岩波書店、教員評価の社会学、2010、196

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

清水 睦美 (SHIMIZU MUTSUMI)  
東京理科大学・理工学部・准教授  
研究者番号：70349827

### (2) 研究分担者

松田 洋介 (MATSUDA YOSUKE)  
金沢大学・学校教育系・准教授  
研究者番号：80433233

内田 良 (UCHIDA RYO)  
名古屋大学大学院・教育学研究科・准教授  
研究者番号：50432282

山田 哲也 (YAMADA TETSUYA)  
一橋大学大学院・社会学研究科・准教授  
研究者番号：10375214

妹尾 涉 (SENO WATARU)  
国立教育政策研究所・主任研究官  
研究者番号：00406589

川上 泰彦 (KAWAKAMI YASUHIKO)  
佐賀大学・文化教育学部・准教授  
研究者番号：70436450

### (3) 連携研究者

堀 健志  
上越教育大学・学校教育研究科・准教授  
研究者番号：10361601

荻谷 剛彦 (KARIYA TAKEHIKO)  
関西国際大学・客員教授  
研究者番号：60204658